

第3回「知床遊覧船事故対策検討委員会」の結果(まとめ)

1. 監査・行政処分のあり方(監査のあり方) ※前回の続き

- 事務局から、昨年の(有)知床遊覧船に対する改善指導の状況、国会でのご指摘についてご説明し、委員からは、「改善報告書などの形式を整えることばかりを重要視するのではなく、安全教育の具体的な内容を記載させることが重要」、「責任者が不在の場合でも、他の社員に改善内容を確認すべき」、「国が丁寧に指導した結果ではある」などの意見を頂戴した。

2. 船員の技量向上

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。
 - ① 免許取得段階での知識・能力要件の拡充
(気象・海象、出航判断、海難防止、発航前点検、救命設備、見張り 等)
 - ② 海域等の固有の実情を踏まえた初任教育訓練の義務化
(例: 船長・海員への自社の安全管理規程や、運航を行う海域の気象・海象に関する教育等)
 - ③ 運航経験等も考慮した船長登用基準の導入
- また、関連して、「船員不足の問題も踏まえ、安全確保の観点から有効なものを重点的に行う必要がある」、「免許はスタートに過ぎず、その後の教育が重要」、「内容は現状追認ではなく、ゼロから考えてほしい」、「零細企業においては、船長は社長に対抗しにくいいため、保護が必要」などの意見を頂戴した。

3. 設備要件の強化

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。

限定沿海区域を航行する小型旅客船に対し、

 - ① 陸との連絡が常時可能な無線設備から、携帯電話を除外
 - ② 一定の水温を下回る海域での救命設備として、
荒天時での乗り移り時の落水を防止する改良型救命いかだ・救命浮

器の開発と、それらの積み付けの原則義務化

③海難発生時及びその後の位置通報の設備として、自動浮揚型のEPIRB等の積み付けの原則義務化

- また、関連して、「速やか、かつ、実効的に実施することが重要」、「救命いかだの積み付けには費用面の課題がある」、「開発に国の支援が必要」、「事業採算性に過度に配慮することなく、安全規制を見直すべき」などの意見を頂戴した。

4. 利用者への安全情報の提供

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。

① 小型旅客船事業者の安全情報の提供の拡充

(例)

- ・海上運送法に基づき、事業者が公表する安全情報の範囲の明確化・拡大(事故情報等)、(webサイトを開設している場合)インターネット公表の義務付け等
- ・その他利用者に(任意に)わかりやすく情報提供を行うため、安全情報の公表に係る指針の策定等

② 安全性の評価・認定制度の創設

- ・利用者が事業者の安全性をマークなどにより簡便に確認できるよう、旅客船業界等も交えて検討(防火対象物適合表示制度、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にした制度の検討)

- また、関連して、「消費者に分かりやすい情報を提供し、実際の選択に資することが重要」、「船内掲示ではなく、ウェブなどでの情報提供が必要」、「分かりやすさと詳細さは相反するため、提供方法が複数あっても良い」、「情報を集約し、比較可能とすることが重要」、「消費者向けに加え、専門家向けの情報があっても良い」などの意見を頂戴した。

※今後の対策の方向性として概ねご了解頂いた項目については、速やかに具体化のための作業を進めていく。

以上